

問 何年間、市職員を派遣するつもりか。

答 3年以内（5年まで延長可）の派遣ですが、観光協会の運営が軌道に乗る時期が分からないため、派遣期間は運営状況によって検討していきます。

問 観光協会の会長から市に対して職員派遣の要請があったのか。

答 特に要請はありません。

※ 以上のような質疑の後、本会議最終日に修正案が提出されました。

（修正案の内容）

職員を派遣できる公益的法人等に一般社団法人加西市観光協会を加える改正規定を削るもの。

（修正の理由）

加西市観光協会には観光担当理事を経験した元市職員が事務局長として勤務しており、別途、市職員を派遣する必要性が認められないため。

◆ 討 論

原案に賛成・修正案に反対

・観光協会への市職員の派遣は「sora かさい」のオープン後、その運営を軌道に乗せる重要な使命があるとともに、市全体の観光事業をより力強く推進する目的がある。多くの来場者を迎え、満足度を高めるために、観光協会・指定管理者・市の一層の連携を図る必要がある。
（本会議）

原案に反対・修正案に賛成

・すでに市の観光担当理事を務めた人物が退職後、観光協会の事務局長に就いている。市職員を派遣するよりも観光分野に長けた民間人材を採用する方法もある。また、市役所にも文化・観光・スポーツ課があり、職員を派遣せずとも市との連携事業は行うことができる。（本会議）

◆ 議決結果

賛成多数で原案可決



出産育児一時金の支給額の見直し

議案第76号 加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◆ 議案の内容

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、令和4年1月1日から出産育児一時金の支給額が改められること等に伴い、改正するもの。

【概要】

- ・出産育児一時金の支給額の見直し（総額は変更なし）
（現行）40万4,000円＋加算額1万6,000円
（改正後）40万8,000円＋加算額1万2,000円
- ・児童福祉施設に入所中の児童等で扶養義務者のいない者を被保険者資格の適用除外とする

◆ 質 疑

問 産科医療補償制度の内容と加算額の減額理由について。

答 分娩に関連して、重度脳性まひとなった新生児とその家族へ補償金を支払う制度で、分娩機関が負担する掛金を財源に運用されており、経済的な負担を速やかに補償し、分娩機関との紛争防止や早期解決を図ります。制度に加入する分娩機関が増えたことや、産科医療の質の向上により脳性まひになる事例が減少していることなどから、掛金が引き下げられたため、加算額が減額となりました。



問 出産育児一時金の見直しについて、自治体でも基準に上乗せをすることは法令上可能では。

答 一時金の額については条例で規定することになっていますが、国から基準が示されており、他の保険制度も同様に定められていることから、独自の上乗せは難しい状況です。

問 児童福祉施設入所者で扶養義務者のいない対象者を被保険者としないうちについて、他の自治体の対応は。

答 該当の施設がない自治体では対象児童がいないこともあり、全国的に条例への規定が少なく、国、県が改めて通知を行い、県下でも今回定める自治体が多い状況です。

◆ 討 論

賛成

・出産育児一時金の額は10年来変わっていないが、出産費用は50万円を超える状況で、一時金の金額は現状に合わなくなっている。出産費用等の状況を踏まえて一時金を改定することになっており、コロナ禍で市が一時金を増額することも制度上可能で、検討すべきだ。国に一時金の基準引上げを求めることも、非常に大事であるので、賛成するが意見を申し述べたい。（本会議）

◆ 議決結果

全会一致で原案可決